

環水大大発第 2011301 号  
令和 2 年 11 月 30 日

都 道 府 県 知 事 }  
大気汚染防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長  
( 公 印 省 略 )

### 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

解体等工事（建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなった（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 303 号））。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 304 号。以下「改正政令」という。）が令和 2 年 10 月 7 日に、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和 2 年環境省令第 25 号。以下「整備省令」という。）が令和 2 年 10 月 15 日に、関係告示が令和 2 年 10 月 7 日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなった。

貴職におかれては、法令の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いする。

平成 29 年 5 月 30 日付け環水大大発第 1705301 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（以下「仕上塗材に係る通知」という。）は改正法の施行日をもって廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）においては、国民の健康の保護及び生活環境の保全のため、建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止に係る規制措置を講じており、規制対象の拡大など規制の強化を行ってきたところである。

(1) 事前調査に係る説明事項

事前調査の結果、事前調査の終了年月日、事前調査の方法並びに建築物を解体・改造・補修する作業を伴う建設工事の書面による調査及び目視による調査（平成 18 年 9 月 1 日以降の建築物の場合を除く。）を行った者の氏名及び当該者が調査者等に該当することを明らかにする事項等とした。「事前調査の結果」とは、特定工事に該当するか否か及びその根拠、「事前調査の方法」とは、書面による調査、目視による調査、分析による調査及び調査者等に調査を行わせたこと、「調査者等に該当することを明らかにする事項」とは、当該調査を行った者が登録規程に基づく講習を受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、その旨）をいう。なお、事前調査の段階では調査が困難な箇所があった場合には、当該箇所とともにその理由をあわせて発注者に対して説明することが望ましい。

(2) 解体等工事が特定工事に該当する場合の説明事項

解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当する場合の説明事項及び解体等工事が届出対象特定工事に該当する場合の説明事項として、特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法等の事項を新法第 18 条の 15 第 1 項第 2 号並びに新規則第 16 条の 7 第 3 号及び第 4 号においてそれぞれ規定した。

4 事前調査に関する記録

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、特定工事が終了した日から 3 年間保存しなければならないこととした。また、建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面による調査及び目視による調査を行ったとき（平成 18 年 9 月 1 日以降の建築物の場合を除く。）は、調査を行った者が調査者等に該当することを証明する書類の写しとともに当該記録を保存することとした。「調査を行った者が調査者等に該当することを証明する書類」とは、当該者が登録規程に基づく講習を受講した講習実施機関から発行された講習修了証（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、当該協会から発行された登録証）をいう。また、事前調査に関する記録、調査を行った者が調査者等に該当することを証明する書類ともに、電磁的記録を使用して保存することができることとした。

記録事項として、解体等工事に係る建築物等の概要、解体等工事に係る建築物等の工事に着手した年月日又は当該建築物等において特定の設備を設置した年月日、事前調査の方法、建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面による調査及び目視による調査を行ったとき（平成 18 年 9 月 1 日以降の建築物の場合を除く。）は調査を行った者の氏名、解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠等の事項を新規則第 16 条の 8 第 1 項各号に規

定した。「解体等工事に係る建築物等の概要」とは、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等の建築物等の構造、階数、延べ面積等をいう。なお、「解体等工事に係る建築物等の工事に着手した年月日」については、工事年代によっては正確な年月日までは把握できない場合も想定されるため、平成18年9月1日以降の建築物等かどうかであることを確認できる程度の記載があればよいこととする。また、2(1)の書面による調査及び目視による調査は要しない場合の記録事項は、解体等工事に係る建築物等の工事に着手した年月日又は当該建築物等において特定の設備を設置した年月日等、同項各号に掲げる事項の一部とした。(新法第18条の15第3項及び第4項、新規則第16条の8)

なお、解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物等の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合のうち、当該建設工事が特定工事であるとみなす場合には、当該工事に係る建築物等の部分の工事着手前の写真及び作業の様子を撮影して当該写真を設計図書その他の書面とともに保存するなど簡易な方法により事前調査に関する記録を作成・保存することができることとする。

#### 5 事前調査に関する記録の写しの備置き

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に係る解体等工事を施工するとき、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置くこととした。なお、「現場に備え置く」とは、解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等に備え置くことだけでなく、工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態であれば差し支えない。(新法第18条の15第5項)

#### 6 事前調査結果等の掲示

解体等工事の元請業者又は自主施工者が事前調査に係る解体等工事を施工するときに当該解体等工事の現場において行う掲示は、より公衆に見やすくするため、JIS A列3番の用紙に相当する、長さ42.0センチメートル、幅29.7センチメートル以上又は長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うこととした。なお、文字の大きさについては規定しないが、公衆に見やすいように十分に配慮されることが望ましい。

掲示の事項は、事前調査の結果、解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、事前調査を終了した年月日、事前調査の方法並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類である。なお、「事前調査の結果」とは、特定工事に該当するか否か及びその根拠をいい、「事前調査の方法」とは、書面による調査、目視による調査、分析による調査及び調査者等に調査を行わせたことをいう。(新法第18条の15第5項、新規則第16条の9及び第16条の10)

当該掲示については、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して行うこと

とする。また、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えはなく、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はないが、新法及び新規則に基づく掲示の事項は、今般定めた掲示板の大きさに相当する大きさで表示し、公衆に見やすいよう十分に配慮した文字の大きさで掲示するものとする。

## 7 事前調査結果等の報告

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査を行ったときには、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならないこととした。また、当該報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の罰金の規定を設けた。「遅滞なく」とは、事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告することをいい、遅くとも解体等工事に着手する前に報告するものとする。ただし、解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行うこととする。

また、当該報告を受理する都道府県知事の事務は、新令第13条に定める市の長が行うこととした。なお、新令第13条第1項において、市の長が行うこととする「粉じんに関する規制に係る事務」から「工場に係る事務」が除外されているが、「粉じんに関する規制に係る事務」のうち建築物等の解体等に伴う粉じんの排出等の規制に係る事務については、いずれも「工場に係る事務」に該当せず、同条に定める市の長が行うこととなる。

(3)の電子システムの整備に一定の時間を要することから、当該報告に係る改正法、改正政令及び整備省令の規定は、令和4年4月1日に施行することとした。(新法第18条の15第6項及び第35条第4号、新令第13条、新規則第16条の11)

### (1) 報告の対象

事前調査結果等の報告は、次のいずれかの解体等工事に係る事前調査について行うものとした。

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）の合計が100万円以上であるもの
- ・工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの

「請負代金の合計」とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額とする。「特定建築材料が使用されているおそれの大きいものとして環境大臣が定める」工作物とは、特定建築材料が使用さ